

平成 27 年 7 月 2 日

建設業労働災害防止協会 会長殿

労働基準局安全衛生部  
化学物質対策課長

平成 27 年度委託事業「ラベル・SDS 活用促進事業」について

労働安全衛生行政の運営につきましては、日頃から御理解御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の労働安全衛生法の改正により、安全データシート（SDS）の交付義務対象物質 640 物質についてリスクアセスメントが義務化され、また、譲渡・提供時の容器等へのラベル表示義務の範囲が現在の約 100 物質から 640 物質まで拡大されました。これらの改正については、平成 28 年 6 月 1 日に施行されることになっています。

このため、化学物質による健康障害防止対策に関し、特に中小規模事業場における適正な化学物質管理の実施を促進していく観点から、厚生労働省においては、平成 26 年度より標記の委託事業を下記のとおり実施しています。

本事業では、ラベルや SDS（安全データシート）の作成方法やこれらを活用してリスクアセスメントなど現場の化学物質管理を実施するための手法等について、相談窓口を設置し、事業者からの相談を受け付けるとともに、事業者からの希望等に応じて専門家を派遣して実地指導を行うこととしています。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員に対し、化学物質管理に関する相談先として教示いただくなど、本事業の周知、活用に御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 事業名 ラベル・SDS 活用促進事業

2 委託先 テクノヒル株式会社 (<http://www.technohill.co.jp/>)

3 事業概要

(1) 化学物質管理対策に関する相談窓口の設置

ア 労働安全衛生法に基づくラベルや SDS の作成（GHS に基づく化学物質の危険有害性分類を含む。）、化学物質に係るリスクアセスメントなどについて事業者等からの照会・相談に対応するため、電話、メール等による無料の相談窓口を設置します。

イ リスクアセスメントの実施に係る相談があった際には、Web 上で情報を入力する

ことによりリスクアセスメントが実施可能なツールである「化学物質リスク簡易評価法」(コントロール・バンディング) ※を紹介するとともに、相談者の希望に応じて、各事業場における化学物質の使用状況等を聞き取りつつ、相談窓口で情報の入力を実施し、出力された結果を相談者に対してメール・FAX 等の方法により送信します。

※ 参考

「化学物質リスク簡易評価法」( コントロール・バンディング)

ILO が、化学物質に係る簡単で実用的なリスクアセスメントのツールとして作成したものであり、作業の種類や、化学物質の種類・使用量等を入力することにより、推定されるリスクレベル及び講ずるべき対策が表示される。厚生労働省 Web サイト「職場のあんぜんサイト」内に公開している。

[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/ras/user/anzen/kag/ras\\_start.html](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/ras/user/anzen/kag/ras_start.html)

(2) 中小規模事業場を主な対象とする訪問指導

相談窓口でリスクアセスメントの実施について相談のあった事業場のうち、事業場の希望等に応じて、実施することが適当と考えられる事業場に対し、専門家を派遣し、化学物質に係るリスクアセスメントの実施について、訪問指導を行います。

なお、訪問指導については、委託契約上の事業場数に上限があることから、御希望に応じることができない場合があります。

(3) リスクアセスメントに関するセミナーの開催

事業場におけるリスクアセスメントとそのための SDS の活用方法に関し、事業者の理解の促進を図るため、全国7か所(東京、大阪(各2回)、札幌、仙台、名古屋、広島、福岡(各1回))で8月から10月にかけてセミナーを開催します。日時、場所等の詳細については、受託者のホームページをご確認ください。

4 その他

本事業に係るリーフレットを用意しています。(添付のとおり)

貴団体傘下会員事業者等の皆様への配布等に際し御要望がありましたら、可能な範囲で送付いたしますので、委託先(テクノヒル株式会社)に御連絡ください。

以上

連絡先：厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課  
寺島、大野 TEL 03-3502-6756

テクノヒル株式会社  
鈴木、浅井 TEL 03-5642-6144

# 「化学物質のリスクアセスメント」支援のご案内

——中小企業の事業場を専門家が訪問します(無料)——

労働安全衛生法  
が改正されました  
(平成28年6月1日施行)

労働安全衛生法の改正に伴い、危険有害性のある化学物質を取り扱う全ての事業者には、**化学物質のリスクアセスメント**を行うことが義務化されます。

平成 27 年度厚生労働省「ラベル・SDS 活用促進事業」では、無料で中小規模事業場に、専門家が訪問し、化学物質のリスクアセスメント支援と対策のアドバイスをを行います。

- ❖ 中小企業の事業場を対象に専門家が訪問します(無料)
- ❖ 化学物質のリスクアセスメントの仕方を説明します
- ❖ 化学物質や化学品の危険性や有害性を調べる方法をご紹介します
- ❖ GHSラベルやSDSの読み方をお教えします
- ❖ リスクアセスメント結果の内容を説明します
- ❖ リスクを低減するための対策をアドバイスいたします



- ・ 化学物質のリスクアセスメントは、どのように行えばよいのですか…？
- ・ 当社のような業種の会社も対象になるのですか…？
- ・ どのような化学物質や化学品にラベルやSDSが必要になるのですか？
- ・ 担当者が、化学に詳しくないので困っています…



|                     |  |                |
|---------------------|--|----------------|
| (製品の特定名) △△△製品 ○○○○ |  |                |
| (絵表示)               |  | (注意喚起語) 危険     |
| (危険有害性情報)           |  |                |
| ・引火性液体及び蒸気          |  | ・吸入すると有毒       |
| (注意書き)              |  |                |
| ・火気厳禁               |  | ・防爆構造の器具を用いる … |

## GHSラベル・SDSの電話相談窓口も開設しています

受付時間 平日 10:00 ～ 17:00 (12:00 ～ 13:00 を除く)

電話番号 050-5577-4862 / 03-6231-0133 / 03-6231-0851

メールでのご相談はこちらまで [chemical@technohill.co.jp](mailto:chemical@technohill.co.jp)



平成 27 年度厚生労働省「ラベル・SDS 活用促進事業」

【事務局】テクノヒル株式会社 化学物質管理部門

東京都中央区日本橋蛸殻町 2-5-3





F A X 送 信



## 〔ラベル・SDS 活用促進〕 事業場訪問支援 お申込書

**FAX : 03-5642-6145** テクノヒル株式会社 化学物質管理部門 宛

下記の必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込み下さい。

|             |          |
|-------------|----------|
| 会社名<br>事業場名 |          |
| ご所属<br>部署名  |          |
| ご担当者名       | (フリガナ)   |
| 住所          | 〒      ー |
| 電話番号        |          |
| E-mail      |          |

◆FAX 受付後、こちらから参加申込確認のメールまたはお電話致します。

申込をされて1週間経ってもメールまたは電話連絡がない場合は、お手数ですが事務局までご連絡下さるようお願い致します。

◆個人情報の取扱いについては、テクノヒル株式会社の個人情報保護基本規程等に基づき安全かつ適正に管理いたします。

◆テクノヒル株式会社から、お客様に本事業に関連する各種案内を送付させて頂く場合があります。

本件に関するご質問など、弊社事務局までお問い合わせください。

### 【事務局】

テクノヒル株式会社 化学物質管理部門

東京都中央区日本橋蛸殻町 2-5-3 サンリハビル 4F

TEL: **050-5577-4862** / 03-6231-0133 / 03-6231-0851

FAX: 03-5642-6145

E-mail: [chemical@technohill.co.jp](mailto:chemical@technohill.co.jp)

URL: <http://www.technohill.co.jp/>



**テクノヒル株式会社**



## 化学物質管理に関する無料相談窓口のご案内

—ラベル、SDS、化学物質のリスクアセスメント等に関するご相談をお受けします—

労働安全衛生法  
が改正されました  
(平成 28 年 6 月 1 日施行)

労働安全衛生法の改正に伴い、危険有害性のある化学物質を取り扱う全ての事業者にも、**化学物質のリスクアセスメント**を行うことが義務化され、また、**ラベル表示の義務の対象**が、安全データシート(SDS)の交付義務対象物質 640 物質まで、拡大されます。

平成 27 年度厚生労働省「ラベル・SDS 活用促進事業」では、ラベルや SDS 記載内容の理解にお困りの方のご質問、ご相談の窓口を開設しています。お気軽にご相談下さい。

### ❖ ご相談受付時間

平日 10:00 ~ 17:00 (12:00 ~ 13:00 を除く)

### ❖ お電話でのご相談(無料)はこちらまで

**050-5577-4862**

03-6231-0133 / 03-6231-0851

### ❖ メールでのご相談(無料)はこちらまで

chemical@technohill.co.jp



- ・ ラベルや SDS が必要になるのはどのような化学物質や化学品ですか...?
- ・ ラベルや SDS の内容が分からないのですが...?
- ・ 化学物質のリスクアセスメントはどのように行えばよいのですか...?
- ・ 担当者が、化学の専門に詳しくないので困っています...



|                     |                                                                                                                                                                             |                 |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| (製品の特定名) △△△製品 ○○○○ |                                                                                                                                                                             |                 |
| (絵表示)               |   | (注意喚起語) 危険      |
| (危険有害性情報)           |                                                                                                                                                                             |                 |
| ・引火性液体及び蒸気          |                                                                                                                                                                             | ・吸入すると有毒        |
| (注意書き)              |                                                                                                                                                                             |                 |
| ・火気厳禁               |                                                                                                                                                                             | ・防爆構造の器具を用いる... |

平成 27 年度厚生労働省「ラベル・SDS 活用促進事業」

【事務局】テクノヒル株式会社 化学物質管理部門

東京都中央区日本橋蛸殻町 2-5-3 サンホビービル 4F

TEL : **050-5577-4862** / 03-6231-0133 / 03-6231-0851

FAX : 03-5642-6145

E-mail : chemical@technohill.co.jp

URL : <http://www.technohill.co.jp/>